

資料-12 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方

施設名	利用形態		利用枠		利用の優先度	利用許可の考え方	予約有無	施設利用予約方法等	
温水プール (25mプール)	個人利用			<ul style="list-style-type: none"> 歩行者用プールは、個人利用として常に開放すること 競泳用プールのうち少なくとも2レーンを、常に個人利用として確保すること 	①	—	×	—	
	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	<ul style="list-style-type: none"> 競泳用プールのうち、2レーンを個人利用として確保したうえで、残りのレーンを活用すること 	④	<ul style="list-style-type: none"> 専用利用させても専用利用者の安全等が確保されると判断され、個人利用に支障を及ぼさない時期及び時間帯であるもののみ許可対象とする。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 一般専用利用については、「厚木市公共予約システム(マイタウン)」を利用して管理を行うこと。 	
			時間枠	<ul style="list-style-type: none"> 要求事業(スポーツ教室)及び自主事業の枠を設定したうえで、残りの枠を活用すること 					
	専用利用	事業者専用利用	要求事業(スポーツ教室)	空間枠	<ul style="list-style-type: none"> 競泳用プールのうち、2レーンを個人利用として確保したうえで、残りのレーンを活用すること 	②	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自ら実施するため許可は不要 事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る 	○	<ul style="list-style-type: none"> 一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる ただし、個人利用の多い時間帯は極力避けること。
				時間枠	<ul style="list-style-type: none"> 現在のふれあいプラザの教室プログラムと同程度以上の開催頻度とすること 				
			自主事業	空間枠	<ul style="list-style-type: none"> 競泳用プールのうち、2レーンを個人利用として確保したうえで、残りのレーンを活用すること 	③	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自ら実施するため許可は不要 事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る 	○	<ul style="list-style-type: none"> 一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる ただし、個人利用の多い時間帯は極力避けること。
時間枠				<ul style="list-style-type: none"> 要求事業(スポーツ教室)の枠を設定したうえで、残りの枠を活用すること 					
温水プール (流れるプール、子ども用・幼児用プール)	個人利用			<ul style="list-style-type: none"> 随時 	—	—	×	—	
トレーニングルーム	個人利用			<ul style="list-style-type: none"> 随時 	①	—	×	—	
	専用利用	事業者専用利用	自主事業	空間枠 <ul style="list-style-type: none"> 区画を設けるなど、一定の範囲を事業者が占有しないこと 時間枠 <ul style="list-style-type: none"> 時間の制約なし 	②	<ul style="list-style-type: none"> 個人利用に支障を及ぼさないよう、区画を設け一定の範囲を占有しないもののみ許可対象とする。 特定の器具を長時間占有しないよう留意すること。 【許可例】 <ul style="list-style-type: none"> スタッフと利用者のマンツーマンでのトレーニング など 	×	<ul style="list-style-type: none"> 予約は必要ないが、利用方法、利用内容について市と協議すること 	

スタジオ	個人利用			・専用利用外で随時	④	—	○	・個人利用の区分を設けるか否かは事業者の運営方法による	
	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	③	—	○	・一般専用利用については、「厚木市公共予約システム(マイタウン)」を利用して管理を行うこと。	
			時間枠	・要求事業(スポーツ教室)及び自主事業の枠を設定したうえで、残りの枠を活用すること					
	専用利用	事業者専用利用	要求事業(スポーツ教室)	空間枠	・全スペース	①	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる
				時間枠	・現在のふれあいプラザの教室プログラムと同程度以上の開催頻度とすること				
		自主事業	空間枠	・全スペース	②	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保することができる	
時間枠			・要求事業(スポーツ教室)の枠を設定したうえで、残りの枠を活用すること						
会議室	個人利用			・専用利用外で随時	③	—	○	・個人利用の区分を設けるか否かは事業者の運営方法による	
	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	①	・対象者、利用登録、利用方法、使用料の減免等の規則については、あつぎ市民交流プラザの「あつぎ市民交流プラザ利用ガイド」に準じる。事業者は、必要に応じてHPを参照すること。	○	・一般専用利用については、「厚木市公共予約システム(マイタウン)」を利用して管理を行うこと。	
			時間枠	—					
	事業者専用利用	自主事業	空間枠	・全スペース	②	・事業者が自ら実施するため許可は不要 ・事業内容は、事前に市と協議したうえで、市の承諾を受けているものに限る	○	—	
時間枠			・一般専用利用を阻害しない範囲内において、市と協議のうえ、利用枠を設定すること						

※市の専用利用については、要求水準書P.59を参照すること。